

厚木市環境基本計画の改定について

1 計画改定について

厚木市環境基本計画は、持続可能な環境づくりを目指し、環境保全や脱炭素、循環型社会の実現を推進するための重要な計画です。

令和3年3月、第5次厚木市環境基本計画に改定し、施策の推進に取り組んできましたが、令和8年度をもって現行計画の計画期間が満了を迎えます。

次期計画の改定に当たっては、社会や環境を取り巻く状況の変化を反映するとともに国の「第6次環境基本計画」、「神奈川県環境基本計画」等の関連計画と整合性を図り、新たな目標や施策を盛り込んだ計画を策定する必要があります。

2 環境審議会の役割について

厚木市環境基本条例（抜粋）

（審議会）

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、厚木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 改定スケジュール（予定）

年 月	実施内容	備 考
令和8年5月	庁議	環境基本計画策定方針について
7月	環境審議会	環境基本計画の改定について（諮問） 骨子案について
8月	環境審議会	計画素案、答申について
8月	意見交換会	環境基本計画の改定について
9～10月	環境審議会	意見交換会の結果について 環境基本計画の改定について（答申）
10月	庁議	パブリックコメントの実施について
11月	パブリックコメント	
令和9年1月	庁議	パブリックコメント実施結果について
3月	環境審議会	環境基本計画改定